

ハートケアネットワーク

本年4月の介護保険法の改正、特に介護報酬の改定により、各事業所が経営にも運営においてもより一層の努力を要する状態になったかと思われます。公助から自助主体に変わりつつある時代において、情報を素早くキャッチし、それを正確に分析し、時代の移り変わりに順応することが生き残りのチャンスになると思われます。

ハートケアグループでは、高齢者の生活を支える事業所の皆様に情報発信を積極的に行い、共存共栄の精神をもって超高齢社会を支えていきたいと思っています。

今回は、知りたい情報として読者の皆様から要望のあがった「成年後見制度」と「障害程度区分認定」をトピックとしてとりあげました。

成年後見制度

新聞報道によれば、認知症の人の財産管理などを委ねる成年後見を市区町村長が申立てたケースが過去 5 年間で 2.3 倍に増加しました。各自治体によって取り組みにも差がありますが、身寄りがなく独居や、身内から経済虐待を受けていて親族等による申立てが期待できないケースも多くなる傾向があると見られています。

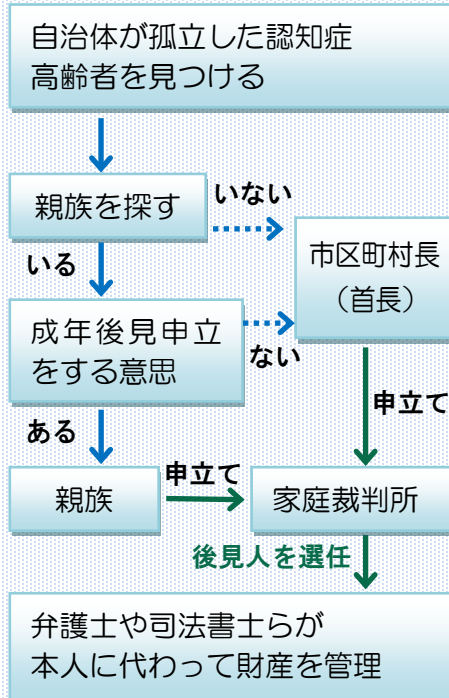
成年後見制度とは、判断能力が不十分なために財産をなくしたり、人としての尊厳が損なわれないよう、生活を法律面で支援する仕組みです。預貯金の管理・払い戻し、不動産や重要な財産の処分など本人の財産を包括的に管理できます。また、介護サービス契約の締結を含め施設入居契約や医療契約の締結、介護認定の申請などの身の上看護といわれる生活に関する法律行為も代行します。

成年後見には、**任意後見**と**法定後見**の二つの制度があります。

任意後見は、本人が判断能力の保たれている内にあらかじめ将来の後見人の候補者を選任して公正証書で契約するものです。

法定後見は、家庭裁判所へ申立の手続きを取ることが必要です。家庭裁判所は、申立にもとづき審理し、後見人の選定と後見開始を決定します。申立ができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の援助者・監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長です。市町村が二親等内の親族を調べ、居ない場合、音信不通の場合、その家族が虐待をしている場合もしくは申し立てを拒否している場合で、成年後見制度を利用することが適切であると判断された場合には、本人の住所地の市町村長が申し立てを行うことができます。

自治体が関与する成年後見申立ての流れ



目次

- * 成年後見制度
- * 大阪市(市町村)の障害程度区分認定について



快適をご利用者に
安心をご家族に

発行：ハートケアグループ

(株)ハートケアホールディングス
(株)メディケア・リハビリ
(株)大阪ホームケアサービス
(株)青蓮荘
(株)マイオセラピー研究所
NPO 法人ケア・ユニゾン

編集：役員室

藤井寺市御舟町 1-63
藤井寺オフィスビル 3 階
TEL：072-931-2355
<http://www.medi-care.co.jp>

ハートケアグループ

大阪市(市町村)の障害程度区分認定について

障害者総合支援法は、障害者や障害児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的として、平成 18 年 4 月に施行されました。

同法においては、支給決定手続きの透明化や公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、「障害程度区分」が設けられるとともに、専門的な観点から中立・公正な立場でその判定等を行う審査会が、各市町村に設置されています。

【審査会の業務】

審査会では、次の2つの審査判定業務を行います。

- ① 介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定を行う。
- ② 市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。



【障害程度区分の基準】

障害者程度区分は、以下の3点を基本的考え方としています。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害の特性を反映できるように配慮しつつ、3障害共通の基準とすること。
- ② 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
- ③ 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確にすること。

障害程度区分は、右記のようになっています。

障害程度区分基準時間は、1日当たりの介護、家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により推計したものです。

区分1	障害程度区分基準時間が 25 分以上 32 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分2	障害程度区分基準時間が 32 分以上 50 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分3	障害程度区分基準時間が 50 分以上 70 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分4	障害程度区分基準時間が 70 分以上 90 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分5	障害程度区分基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分6	障害程度区分基準時間が 110 分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

ハートケア NEWS

住宅型 有料老人ホーム 青蓮荘

平成 27 年 8 月 建替えオープン!

〒571-0015 門真市三ツ島 3-13-25

27 年の介護実績をもつハートケアグループが、24 時間質の高い介護でサポートします。

お問合せ TEL:0120-255-616

担当：事業本部 前薊



※イメージ写真



全 60 室

1 階に
デイサービス併設